

令和8年

# 春季火災予防運動の実施について

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防の知識を身につけ、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

## 【実施期間】

3月1日(日)～3月7日(土)の7日間

## 【令和7年度全国統一防火標語】

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



## 住宅防火いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）

### <4つの習慣>

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### <6つの対策>

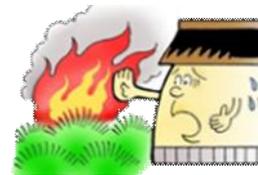
- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

## これからの季節は 枯れ草火災に注意！

◇屋外での野焼きは原則禁止されています。例外的に焼却する場合には、次のことを厳守してください。（※消防署への届出が必要です。）

- 1 強風時や乾燥時には行わない。
- 2 建物や可燃物の近くでは行わない。
- 3 消火準備し、その場を離れず、終了後は必ず消火する。

※火災予防上危険と認められる場合には、焼却を中止していただくことがあります。



## 住宅用火災警報器は10年を目安に取替えましょう！

- 住宅用火災警報器は、10年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなるおそれがありますので、本体の交換をしましょう。
- 住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、又は 本体に記載されている「製造年」でご確認ください。

